

毎年1回「ねんきん定期便」をお届けしています



公立学校共済組合では、組合員の方に年金加入期間や老齢年金の見込額等の情報をお知らせする「ねんきん定期便」をお届けしています。

昨年度は、「50歳以上の方に届く様式」の見方(「かがやき(2017年秋号No.546)」)をご紹介しましたので、今回は、「50歳未満の方に届く様式」の見方についてご紹介させていただきます。

50歳未満の方に届く様式

基礎年金番号 1234567890	私学共済の加入者番号	※お問い合わせの際は、基礎年金番号をお知らせください。
----------------------	------------	-----------------------------

1. これまでの年金加入期間 (老齢年金の受け取りには、原則として120月以上の受給資格期間が必要です。)

国民年金(a)			船員保険(c)	年金加入期間 合計 (未納月数を除く) (a+b+c)	合算対象期間等 (d)	受給資格期間 (a+b+c+d)
第1号被保険者 (未納月数を除く)	第3号被保険者	国民年金 計 (未納月数を除く)				
43月	0月	43月	0月			
厚生年金保険(b)				273月	0月	273月
一般厚生年金	公務員厚生年金 (国家公務員・地方公務員)	私学共済厚生年金 (私立学校の教職員)	厚生年金保険 計			
0月	230月	0月	230月			

国民年金第1号被保険者期間

保険料を納めている期間および保険料が免除された期間の月数を表示しています。

国民年金第3号被保険者期間

昭和61年4月以降の期間に20歳以上60歳未満で、年収が130万円未満の方が、厚生年金保険に加入している配偶者の扶養に入っていた期間の月数を表示しています。

2. これまでの加入実績に応じた年金額と 【参考】これまでの保険料納付額(累計額)

	加入実績に応じた年金額(年額)	保険料納付額(累計額)
(1) 国民年金	老齢基礎年金 451,626 円	国民年金保険料(第1号被保険者) 516,720 円
(2) 厚生年金保険	老齢厚生年金 514,859 円	厚生年金保険料(被保険者負担額) 6,640,886 円
一般厚生年金被保険者期間	0 円	0 円
公務員厚生年金被保険者期間(国家公務員・地方公務員)	514,859 円	6,640,886 円
私学共済厚生年金被保険者期間(私立学校の教職員)	0 円	0 円
(1)と(2)の合計	966,485 円	7,157,606 円

老齢基礎年金見込額

- ・「1. これまでの年金加入期間」の「受給資格期間」を基に計算した年金額を表示しています。
- ・受給開始年齢は65歳からです。
- ・記載されている年金額は年額となります。

国民年金保険料納付額(累計額)

- ・加入中の保険料額を基に計算した保険料納付額を表示しています。

老齢厚生年金見込額

- ・「1. これまでの年金加入期間」の「厚生年金保険 計」を基に計算した年金額を表示しています。
- ・記載額は、平成27年9月までの経過職域加算額(共済年金)も含まれた額(年額)となります。
- ・受給開始年齢は65歳からです。

厚生年金保険料納付額(累計額)

- ・加入中の標準報酬月額等と保険料率を基に計算した保険料額を表示しています。
- ・被保険者負担額のみを記載しています。
- ※厚生年金保険料は、事業主と被保険者が折半して納めることになっています。

ねんきん定期便 Q & A

Q1 「ねんきん定期便」は、いつ送られますか？

A1 毎年誕生月の25日(25日が土曜の場合は24日、日曜日の場合は23日)、ご自宅宛に発送します。
*1日生まれの方は誕生月の前月にお送りします。
*1年以内に資格取得・転入された方については、送付が遅れたり、転入前の共済組合等から送付されることがあります。

Q2 「ねんきん定期便」の再発行はできますか？

A2 お送りした「ねんきん定期便」と同じものを再発行することはできませんが、控えの写しをお送りします。
お電話での受付後、7日から10日程度でお届けします。

Q3 「ねんきん定期便」が「封書」で届きました。友人には「はがき」で届いたようですが、「封書」と「はがき」で記載内容に違いはありますか？

A3 節目年齢(35・45・59歳)の方には「封書」で、それ以外の方には「はがき」でお送りします。記載内容の違いは次のとおりです。

組合員の年齢	35歳 45歳	59歳	50歳未満	50歳以上	60歳以上
書類の形態	封書		はがき		
年金加入期間	誕生月の4か月前まで				
年金見込額	4か月前までの加入実績に基づいて算出	現在の加入状況が60歳の誕生月の前月まで継続したものとして算出	4か月前までの加入実績に基づいて算出	現在の加入状況が60歳の誕生月の前月まで継続したものとして算出	50歳以上と同様 ※ただし、老齢厚生年金の受給権がある方は表示されません。
保険料納付状況	誕生月の4か月前までの保険料納付額 ※平成元年11月まで、地方公務員共済組合の保険料納付額は表示されません。		誕生月の4か月前までの保険料納付累計額および直近13か月分の保険料納付額		



ねんきん基礎知識

国民年金の第1号・第2号・第3号被保険者とは!?

日本国内に住所のある20歳以上60歳未満のすべての方は、国民年金に加入することになっています。

第1号被保険者 自営業者、無職、学生等

*ご自身で保険料を支払います。

第2号被保険者 会社員、私立学校の教職員、公務員等
厚生年金に加入している方

*厚生年金保険料に国民年金分が含まれています。

第3号被保険者 第2号被保険者に扶養されている配偶者

*国民年金の第3号被保険者は、ご自身で保険料を納付する必要がありません。第2号被保険者が加入している厚生年金保険や共済組合が集めた保険料の一部を基礎年金拠出金として毎年負担しているためです。

問合せ先

給付貸付課年金担当

☎03-5320-6828